

新潟市G7サミット開催推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 2023年に本市で開催されるG7財務大臣・中央銀行総裁会議(以下「財相会合」という。)の円滑な実施を図るため、新潟市に開催推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、財相会合に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総務・広報に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 機運醸成・魅力発信に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部に参与を置くことができる。

(本部長、副本部長及び参与)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 参与は、必要に応じ本部員に対し助言する。

(会 議)

第5条 本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

(ワーキングチーム)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキングチームを置くものとする。

- 2 ワーキングチームについては、別表第2に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

(庶 務)

第7条 本部の庶務は、政策企画部2023年G7サミット推進課で処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策企画部長	農林水産部長	江南区長
2023年G7サミット推進担当部長	理事（都心のまちづくり担当）	秋葉区長
市民生活部長	都市政策部長	南区長
危機管理監	土木部長	西区長
文化スポーツ部長	下水道部長	西蒲区長
観光・国際交流部長	総務部長	消防局長
環境部長	財務部長	教育委員会教育次長
こども未来部長	北区長	水道局経営企画部長
保健衛生部長	東区長	市民病院事務局長
経済部長	中央区長	

別表第2（第6条関係）

政策企画部 広報課長	都市政策部 港湾空港課長
政策企画部 東京事務所長	土木部 土木総務課長
市民生活部 市民生活部副参事	土木部 道路計画課長
危機管理防災局 防災課長	土木部 みどりの政策課長
危機管理防災局 危機対策課長	下水道部 下水道計画課長
文化スポーツ部 文化政策課長	総務部 総務課長
文化スポーツ部 歴史文化課長	総務部 人事課長
観光・国際交流部 観光政策課長	財務部 財務企画課長
観光・国際交流部 観光推進課長	北区 地域総務課長
観光・国際交流部 国際課長	東区 総務課長
環境部 廃棄物対策課長	中央区 総務課長
こども未来部 保育課長	江南区 地域総務課長
保健衛生部 地域医療推進課長	秋葉区 地域総務課長
保健衛生部 保健所食の安全推進課長	南区 地域総務課長
保健衛生部 保健所環境衛生課長	西区 総務課長
経済部 産業政策課長	西蒲区 地域総務課長
経済部 成長産業・イノベーション推進課長	消防局 警防課長
経済部 商業振興課長	消防局 救急課長
農林水産部 農林政策課長	教育委員会事務局 保健給食課長
農林水産部 食と花の推進課長	教育委員会事務局 学校支援課長
都市政策部 政策監	水道局 計画整備課長
都市政策部 まちづくり推進課長	市民病院 管理課長